この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	[1/2]
令和 年 月 日 (フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本 店 又は 主たる事務所 申 所 在 地 (電話番号 -	
(フリガナ) (〒 745 — 0801) 胸 税 地 周南市久米2747-1)
請 (電話番号 — (電話番号 —)	
者 (フリガナ) (法人の場合) 代表 者氏名 (人養) 大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	
法 人 番 号	
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改 (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1 より令和5年9月30日以前に提出するものです。	ま請します。
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこのした場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。	
事 業 者 区 分 □ 課税事業者 □ 免税事業者の区分に応じ、□にレ印を付し □ 課税事業者 □ 免税事業者 □ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合に事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。	
令和5年3月31日 (特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日) までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情	
税理士法人 長谷川会計 税 理 士 署 名 税理士 (電話番号 082 – 272	2 — 5868)
R	印 確 日 認
A	転免許証)

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 杉本 雅佳	
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免税	□ 令和 5 年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を (平成28年法律第15号) 附則第44条第 4 項の規定の適用を受けようとする ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなりま	事業者
事	個人番号	
業	事生年月日(個業人事業年度	
者	本 人)又は設立 年月日 内 年月日(法人) 容 年月日(法人)	E 月 日 円
の	等事業内容	
確		間 の 初 日 1から令和6年3月31日 いの日
認	ようとする事業者 令和 年	月 日
登録要	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 図 は の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	tい 🗆 いいえ
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	tい 🗆 いいえ
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はいます。	tい □ いいえ
参		
考		
事		
項		